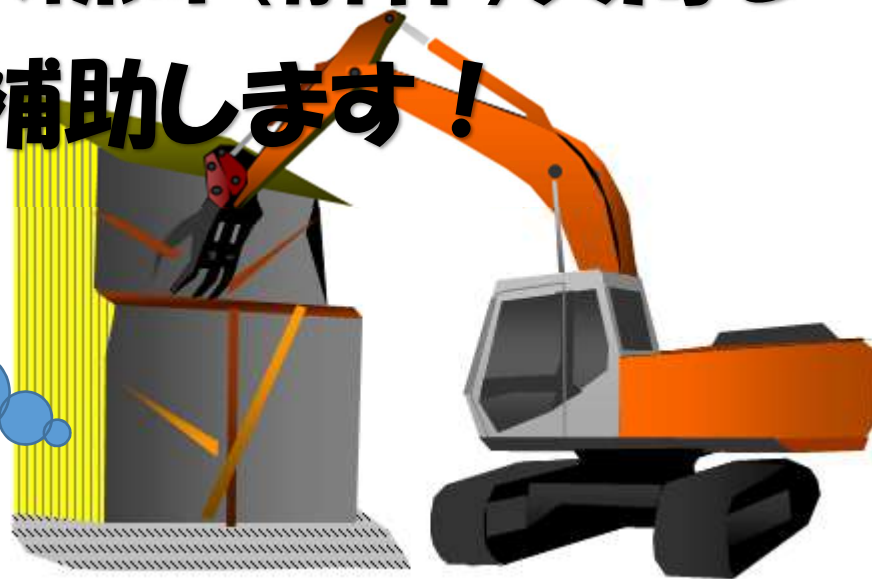


# 空き家の除却(解体)費用を

## 補助します!

最大

30万円



制度名

志摩市木造住宅空き家除却工事補助金

補助額

除却(解体)工事費用の3分の2 上限30万円

対象者

空き家の所有者もしくは相続人

対象となる空き家

下記の要件を全て満たす空き家

- ① 志摩市木造住宅耐震診断等事業の対象となる昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が0.7未満であるもの
- ② 1ヘクタール以内に10戸以上の区域内にあること
- ③ 1年以上、人が住んでいないこと

対象外の工事

- ① 除却(解体)中および除却(解体)済の工事
- ② 志摩市木造住宅耐震補強等事業費補助金の交付を受けたことのある住宅の工事
- ③ 解体後、建材等が敷地内に残存する工事
- ④ 市内業者でない者が施工する工事

問い合わせ先

志摩市役所 営繕室

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

電話0599-44-0306